

健康保険証（または資格確認書）の写しを本人確認書類として提出される場合は

① 保険者番号

② 被保険者等記号・番号

を見えないようにして（マジック等で塗りつぶして）送付してください。

※医療保険の被保険者等記号・番号が個人単位化されることに伴い、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に「告知要求制限」の規定が設けられました。（2020年10月1日施行）

<対象となる健康保険証>

健康保険（社保（協会けんぽ）・組保）

国民健康保険

船員保険

後期高齢者医療制度

国家/地方公務員共済組合

私立学校教職員共済制度

※介護保険証、自衛官診療証は法改正対象外です。